第二十九条第一項中「建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に、「施行規則第四条並びに」を「施行規則第四条、」に改め、「第四条の八」の下に「並びに施行規則第四条の十六第二項」を加え、「並びに施行規則第三条の五第三項第二号、第四条の七第三項第二号及び第四条の十四第三項第二号に掲げる書類」を「、施行規則第三条の五第三項第二号、施行規則第四条の七第三項第二号、施行規則第四条の十四第三項第二号及び施行規則第四条の十六の二第三項第二号に掲げる書類並びに法第六条の三第七項に規定する適合判定通知書又はその写し」に改める。

第二十九条の二第一項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項に次の一号を加える。

五　法人であって、その者の親会社等が指定構造計算適合性判定機関である場合にあっては、当該親会社等の名称及び住所を記載した書類

第二十九条の二第三項中「、第三号及び第四号」を「及び第三号から第五号まで」に改める。

第三十一条の二の表を次のように改める。

指定確認検査機関			確認検査の業務を行う事務所の所在地	確認検査の業務の開始の日	
名称	住所	指定の区分	業務区域		
一般財団法人日本建築センター（昭和四十年八月七日に財団法人日本建築センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都千代田区神田錦町一丁目九番地	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	日本全域	イ　本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地 ロ　大阪事務所　大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号	平成十一年五月十三日
一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（昭和四十八年一月五日に財団法人日本建築設備・昇降機センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	福島県福島市、郡山市及びいわき市、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都の区域（島しょ部を除く。）、神奈川県、山梨県並びに静岡県静岡市、沼津市、三島市、富士市及び熱海市の全域	東京都港区西新橋一丁目十五番五号	平成十一年五月十三日
一般財団法人日本建築総合試験所（昭和三十九年四月二十四日に財団法人日本建築総合試験所という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	大阪府吹田市藤白台五丁目八番一号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第十三号及び第十四号に掲げる区分	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県及び福岡県の全域	大阪府大阪市中央区内本町二丁目四番七号	平成十一年十月四日
一般財団法人住宅金融普及協会（昭和二十六年五月二十九日に財団法人住宅金融普及協会という名称で設立された法人をいう。）	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び静岡県の全域	東京都文京区関口一丁目二十四番二号	平成十二年四月二十五日
一般財団法人ベターリビング（昭和四十八年二月十三日に財団法人住宅部品開発センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	第十五条第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号までに掲げる区分	岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域	東京都千代田区富士見二丁目七番二号	平成十四年八月二十日

第三十一条の三中「第七十七条の三十五の二」を「第七十七条の三十五の二第一項」に改め、「者は」の下に「、二以上の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域において構造計算適合性判定の業務を行おうとする場合にあっては当該都道府県知事に」を加え、「都道府県知事に」を削り、同条第一号中「又は寄附行為」を削り、同条第十号の次に次の二号を加える。

十の二　別記第十号の二の二様式による構造計算適合性判定の業務の予定件数を記載した書類

十の三　別記第十号の二の三様式による過去二十事業年度以内において構造計算適合性判定を行った件数を記載した書類

第三十一条の三第十一号中「書類」の下に「並びに当該構造計算適合判定員が構造計算適合判定資格者であることを証する書類」を加え、同条第十四号中「第十一号」を「第十号の二から第十一号まで」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十四の二　申請者が構造計算適合性判定の業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し当該申請者が負うべき第三十一条の三の三第一項に規定する民事上の責任の履行を確保するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、当該措置の内容を証する書類

第三十一条の三の次に次の二条を加える。

（構造計算適合性判定員の数）

第三十一条の三の二　法第七十七条の三十五の四第一号の国土交通省令で定める数は、常勤換算方法で、構造計算適合性判定の件数（その事業年度において構造計算適合性判定を行おうとする件数を、次の表の(い)欄に掲げる構造計算適合性判定の別並びに(ろ)欄に掲げる建築物の別に応じて区分した件数をいう。）をそれぞれ同表の(は)欄に掲げる値で除して得た数を合計したもの（一未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該合計した数が二未満であるときは、二とする。